

成田市 地域公共交通活性化協議会設置要綱 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>○成田市地域公共交通活性化協議会設置要綱</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和元年 5 月 22 日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和 3 年 2 月 17 日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> | <p>○成田市地域公共交通活性化協議会設置要綱</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和元年 5 月 22 日から施行する。</p> <p><u>(委員の任期の特例)</u></p> <p><u>2 令和 7 年 5 月 21 日に第 5 条第 1 項に規定する任期が終了することとなる委員の任期は、同項の規定にかかわらず、令和 7 年 6 月 30 日までとする。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和 3 年 2 月 17 日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> |